

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱

制定23食産第4049号
平成24年4月20日
農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

世界的な人口増加や経済成長、地球温暖化等の進展により、我が国における食料を含めた各種資源の調達が将来的に不安定化するリスクが高まっている一方で、我が国の農林水産業の活力は著しく低下し、農山漁村地域の維持・存続も危ぶまれている状況にある。

このような状況に対応するためには、農林水産業と2次産業・3次産業とを融合・連携させることにより、農林水産業・農山漁村の有する農林水産物その他の「資源」を食品産業をはじめとする様々な産業と連携して利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスの展開や新産業を創出する「農山漁村の6次産業化」を推進することが重要である。

農山漁村6次産業化対策事業は、この「農山漁村の6次産業化」に資する施策を一体的かつ総合的に推進することとする。

第2 目的

農山漁村の6次産業化に向けた取組を推進し、新たな市場・付加価値を創出するとともに、農山漁村地域の雇用の確保と農林漁業者の所得向上を推進することを目的とする。

第3 事業の種類等

農山漁村6次産業化対策事業において実施する事業の種類及び内容並びに事業実施主体は、別表1に掲げるとおりとする。

第4 事業の実施

1 事業の採択等

採択基準については、食料産業局長又は農村振興局長（以下「食料産業局長等」という。）が別に定める。

なお、農山漁村6次産業化対策整備事業（以下「整備事業」という。）の実施に当たって事業実施主体が設定する成果目標の内容並びに達成すべき成果目標の基準及び目標年度（以下「成果目標等」という。）については、食料産業局長等が別に定めるところによる。

2 費用対効果分析

事業実施主体は、整備事業（緑と水の環境技術革命プロジェクト事業のうち新技術の確立・実証（実証施設の整備）及び小水力等農村地域資源利活用促進事業のうち低炭素むらづくりモデル支援事業を除く。）を実施するに当たっては、投資に対する効果が適正かどうかを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効果等を十分に検討するとともに、整備する施設等の費用対効果分析については、食料産業局長が別に定める手法を用いて費用対効果分析を行うものとする。

第5 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同

表の右欄に掲げる者（以下「事業承認者」という。）に提出して、その承認を受けるものとする。

なお、第4の1により事業実施主体が設定する成果目標等については、事業実施計画に記載するものとする。

2 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止

事業実施計画の変更（食料産業局長等が別に定める重要なものに限る。）又は中止若しくは廃止については、1に準じて行うものとする。

第6 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、農山漁村6次産業化対策事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

第7 報告

事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を承認した事業承認者に対し、事業の実施状況等を報告するものとする。

第8 事業の評価

整備事業の事業実施主体は、事業実施計画で設定した成果目標等の達成状況及び施設等の利用状況について、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業評価を行い、当該事業の事業実施計画を承認した事業承認者に報告するものとする。

第9 収益納付

1 事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、当該事業の実施に伴う企業化等による収益の状況を報告するものとする。

2 国は、1の報告を受けた場合において、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認めるときは、食料産業局長等が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることができるものとする。

第10 その他

1 国は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

2 事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく対策の着実な推進に配慮するものとする。

3 農山漁村6次産業化対策事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、食料産業局長等が別に定めるところによるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月20日から施行する。

2 農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知）、小水力等農業水利施設利活用促進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振2310号農村振興局長通知）及びソフトセルロース利活用技術確立事業実施要綱（平成23年4月1日付け22環第288号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。

3 2に掲げる通知により平成23年度までに実施した事業については、なお、

従前の例による。

- 4 農村振興再生可能エネルギー導入支援事業実施要綱の制定について（平成22年4月1日付け21農振第2499号農林水産事務次官依命通知）による廃止前の低炭素むらづくりモデル支援事業実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2141号）に基づき採択された地区については、本要綱に基づき小水力等農村地域資源利活用促進事業のうち低炭素むらづくりモデル支援事業として採択されたものとみなして、同地区をモデル地区事業として実施することができる。

別表1 (第3 関係)

| 事業の種類 | 事業の内容 | 事業実施主体 |
|--|---|---------------------------------------|
| <p>農山漁村6次産業化対策事業</p> <p>Ⅲ 農山漁村再生可能エネルギー導入推進事業</p> <p>(1) 農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業</p> | <p>農山漁村において、農林漁業者等が参画し、太陽光、風力、地熱、バイオマス、小水力等の農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー電気の発電事業を円滑に開始・運営するため、関係者による協議会の開催や地域での合意形成のための取組を行う。</p> | <p>13 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p> |
| <p>農山漁村6次産業化対策整備事業</p> <p>Ⅲ 農山漁村再生可能エネルギー導入事業</p> <p>(1) 農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業</p> | <p>農山漁村において、農林漁業者等が参画し、太陽光、風力、地熱、バイオマス、小水力等の農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー電気の発電事業のモデル的な取組に必要な発電施設の整備を行う。</p> | <p>20 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p> |

別表 2 (第 5 関係)

農山漁村 6 次産業化対策事業に係る事業承認者

| 事業実施主体の区分 | 事業承認者 |
|---|-----------|
| 農山漁村再生可能エネルギー導入推進事業のうち農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業の事業実施主体 | |
| 再生可能エネルギーによる発電事業を行おうとする地域が特定の地方農政局の管轄区域(注)にある事業実施主体 | 地方農政局長 |
| 再生可能エネルギーによる発電事業を行おうとする地域が沖縄県にある事業実施主体 | 沖縄総合事務局長 |
| 再生可能エネルギーによる発電事業を行おうとする地域が北海道にある事業実施主体 | 北海道農政事務局長 |
| その他の事業実施主体 | 食料産業局長 |
| 農山漁村再生可能エネルギー導入事業のうち農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業の事業実施主体 | |
| 事業実施場所が北海道である事業実施主体 | 北海道農政事務局長 |
| 事業実施場所が沖縄県である事業実施主体 | 沖縄総合事務局長 |
| 事業実施場所がその他の都府県である業実施主体 | 地方農政局長 |

(注) 地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令第 91 条に定める管轄区域である。